# 「ヤマト便」「らくらく家財宅急便」「単身引越サービス」運送約款

関自第三四七一号
平成三十一年四月一日

## 目次


第一章　総則
第二章　運送業務
　第一節　通則
　第二節　運送の申込み
　第三節　荷造引受け
　第四節　荷造り
　第五節　指図（第二十五条―第二十六条）
　第六節　事故（第二十七条―第二十九条）
　第七節　運賃及び料金（第三十条―第三十五条）
第三章　集荷
　第一節　集荷指図（第三十六条―第三十八条）
　第二節　集荷の中止（第三十九条―第四十一条）
第四章　配達
　第一節　配達指図（第四十二条―第四十四条）
　第二節　配達の中止（第四十五条―第四十七条）
第五章　損害賠償（第四十八条―第五十条）
第六章　附帯業務（第五十一条―第五十八条）
第七章　雑則（第五十九条―第六十条）


## 第一章　総則

### （事業の種類）

**第一条**　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

**第二条**　この約款は、当店と一般貨物自動車運送（ヤマト便）クロネコヤマト便」「らくらく家財宅急便」「単身引越サービスS2BOX」に適用されます。

2　M急便事業として行う「ヤマト便」「らくらく家財宅急便」「単身引越サービスS2BOX」に適用されます。

3　法令又は一般の慣習によります。

反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

### （定義）

**第三条**　この約款において次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、一口ごとに交付します。

一　荷送人　運送契約を締結する者をいいます。

二　荷受人　荷送人から運送品の引渡しを受ける者をいいます。

三　運送品　荷送人から運送を委託された物品をいいます。

四　運賃、料金及び立替金　運賃、料金等（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する約款をいいます。

### （約款の変更）

**第四条**　当店は、運送の申込みを受けた際、運送約款を変更することがあります。

2　当店は、前項の変更をしようとするときは、その旨を当店の営業所に掲示します。

3　前項の変更は、掲示の日から起算して三日を経過した日から効力を生じます。

### （運送の引受け）

**第五条**　当店は、運送の申込みがあったときは、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付します。

一　荷送人の氏名又は商号及び住所

二　荷受人の氏名又は商号及び住所

三　運送品の名称及び個数

四　その他の運送に必要な事項

2　荷送人は、前項の送り状の交付を請求しないときは、当店に荷送人の氏名又は商号及び住所を通知しなければなりません。

3　荷送人が前二項の規定による通知をしないときは、当店は、荷送人のために送り状を交付しません。

### （運送の拒絶）

**第六条**　当店は、次の場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　運送品が法令の規定により運送することができないものであるとき。

二　運送品が当店の運送に適しないものであるとき。

三　運送品の性質、価額又は荷造りが不十分であるとき。

四　当該運送品に関して関税法その他の法令の規定により必要な手続が完了していないとき。

五　前各号のほか、運送の実施又は当店の業務の遂行に支障があるとき。

### （荷造り）

**第七条**　荷送人は、運送品の荷造りを運送に適するように自己の費用をもって行わなければなりません。

2　当店は、荷造りが不十分であると認めた運送品について、荷送人の立会いを求めることができます。

3　荷送人が前項の立会いを求めた場合において、荷造りが不十分であると認めたときは、荷送人の立会いがないときでも、その運送品の引受けを拒絶することがあります。

### （荷造りの責任）

**第八条**　荷送人は、荷造りの不完全により運送品に生じた損害を当店に賠償しなければなりません。

2　当店は、荷造りが運送品の性質及び瑕疵によるものであることを証明したときは、前項の責任を負いません。

### （荷造りの費用）

**第九条**　荷造りの費用は、荷送人の負担とします。

### （荷造りの検査）

**第十条**　当店は、荷造りの検査をしたときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

2　当店は、荷造りの検査をしたときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当店は、荷造りの検査をしたときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

### （荷造りの変更）

**第十一条**　荷送人は、荷造りの変更をしようとするときは、当店の承諾を得なければなりません。

2　当店は、荷造りの変更をしようとするときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　荷造りの変更をしようとするときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

### （荷造りの費用）

**第十二条**　荷造りの変更をしようとするときは、荷送人は、荷造りの変更をしようとするときは、荷送人は、荷造りの変更をしようとするときは、荷送人は、